

面也、曲柱の有には、柱の前つらと爐ぶちの、外を合候故、板の寸不入也、高サは地敷居の糸面程下ル、爐縁は板疊分半程上ル、疊は爐縁分壹分によわく下ル也、

〔茶傳集十〕一臺子の間、又は草庵にも五寸板といふは、亭主疊勝手の方に、巾五寸の板を入ル事有是を五寸板といふ、松板よし、

一向切の爐、客附ノ方に巾壹寸七分五厘の板を入ル事も有、杉目通よし、

一隅爐には勝手ノ方爐丈ケにして、巾一寸七分五厘の板を必入ル也、無左候へば柄杓引にく、爐のほめきにて壁痛ム也、

一向爐隅爐共に丈ケ爐丈ケ、巾貳寸ノ板を入、杉柱目也、

一疊巾ノ向板三通り有、向爐隅爐ニ入ル、巾五寸、巾四寸五分、巾一尺五寸、何も長サ疊巾だけにして木は松也、一尺五寸ノ板を入ル事、向爐ノ最初也、右板入ル跡四尺八寸、臺目疊ト云、一尺五寸ノ板江、今ノ如長板置シ也、風爐置所江爐を不切と云は、右一尺五寸ノ内へ爐は不切して、前ノ臺目疊に、向爐なり隅爐なり切事也、尤隅爐ト云は、古法ノ言葉になし、右向左向といふがよしと被仰候、

一中板とて、二疊ノ真中ニ一尺ノ巾ノ板を入、松ノ木吉一尺四寸モ

〔神谷宗湛筆記〕天正十五年正月七日、羽柴みの守様秀が御會、宗口宗及深三疊、天目床杉のかまち、竹葉にてふきて、屋根裏大目の先道口有、二枚障子立て、四方爐、さる釜、五とく居、廿日、藪内道和堺にて宗口平三疊に床爐七寸五分木縁也、

〔笈埃隨筆五〕御茶屋松原

天正十五年夏、豊臣秀吉公筑前國箱崎に、六月七日より凡廿日計り御滯座の中、日々茶の湯有り、細川玄旨法印も、丹後より北海を船にて廻り著して陪從也、數寄屋は萱葺の假屋也、數寄者に